



2025 年 3 月 17 日

各 位

愛媛銀行

ひめぎんサステナブルローンフレームワーク 改定について

当行(頭取 西川 義教)は、お客さまのサステナビリティ経営を支援するため、サステナブルファイナンスを提供しております。このたび、環境省によるガイドライン改定※を受け、当行のフレームワークを見直し、改定を実施しましたので、お知らせいたします。

改定後のフレームワークは、第三者評価機関である株式会社格付投資情報センター(R&I)より、現行の各種原則、ガイドラインに適合していることのオピニオンを取得しております。

※昨年 11 月、環境省は、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版」を策定し、同ガイドラインを改定しました。

記

1. 商品概要

当行は、2022 年 4 月 19 日より自行評価型のサステナブルファイナンスを取扱いしており、ひめぎんサステナブルローンフレームワークのもと、以下の商品を提供しております。

商品名	ひめぎん グリーンローン	ひめぎん サステナビリティ・リンク・ローン
資金使途	グリーンプロジェクトに必要とする資金	SPTs目標の達成に必要な資金
融資利率	当行所定の利率	当行所定の利率 (目標の達成状況に応じて金利変動)
取扱手数料	当行所定の手数料が必要	

2. 詳細

株式会社格付投資情報センターのオピニオン内容については、別紙をご参照ください。

3. 実施日

2025 年 3 月 17 日

以 上





セカンドオピニオン

株式会社愛媛銀行

2025 年 3 月 17 日

ひめぎんサステナブルローンフレームワーク

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：石井 雅之

格付投資情報センター(R&I)は、愛媛銀行が策定した融資フレームワーク「ひめぎんサステナブルローンフレームワーク」(グリーン、サステナビリティ・リンク・ローン形式)が、以下の原則・ガイドラインに適合していることを確認した。本フレームワークは愛媛銀行が自らの資金調達のためではなく取引先向けに取り扱う金融商品として策定している。

グリーンローン原則(2023、LMA 等)
グリーンローンガイドライン(2024、環境省)
サステナビリティ・リンク・ローン原則(2023、LMA 等)
サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2024、環境省)

■オピニオンの構成

1. 愛媛銀行の概要
2. 「ひめぎんサステナブルローンフレームワーク」推進に係る愛媛銀行のサステナビリティ方針
3. グリーンローン原則、グリーンローンガイドラインに対する適合性について
 - (1)調達資金の用途
 - (2)評価と選定のプロセス
 - (3)調達資金の管理
 - (4)レポーティング
4. サステナビリティ・リンク・ローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに対する適合性について
 - (1)KPI の選定
 - (2)SPTs の設定
 - (3)ローンの特性
 - (4)レポーティング
 - (5)検証

1. 愛媛銀行の概要

愛媛銀行は愛媛県を主力営業基盤とする地方銀行。愛媛県内では貸出金や預金等のシェアで県内 2 位を維持しており、地域社会の金融インフラとしての役割を果たしている。

愛媛県は四国の北西側に位置し、県土の北側は瀬戸内海に面して平野が広がり、南西部はリアス式海岸が続く一方、南側は西日本最高峰の石鎚山を擁し森林が県土の 71% を占める等、海・山両面で自然景観に恵まれている。気候は瀬戸内式気候に属し降水量が比較的少なく温暖地域であるが、近年は 2018 年の豪雨災害をはじめ、熱中症の増加や農作物の高温障害等、気候変動による被害が生じており、その対策が急務となっている。県ではこうした災害等の状況を踏まえ策定した「愛媛県地球温暖化対策実行計画」に沿って地球温暖化対策を推し進めている。

愛媛銀行は経営理念の 1 つに「ふるさとの発展に役立つ銀行」を掲げ、創業以来、“助け合い”“協力し合い”等の「無尽」の精神を大切にしながら、地域金融機関としての社会的責任を果たすことを自らの使命としている。環境面では 2008 年に「愛媛銀行環境方針」を制定し、「ふるさとの豊かで美しい自然を守り次世代へ引き継ぐことが、地域に対する社会的責任である」を基本理念として掲げ、経営理念の「ふるさとの発展に役立つ銀行」の下、全員参加による環境保全への取り組みを積極的に展開している。地域の環境保全を意識した愛媛銀行の戦略の方向性は愛媛県の取り組みとも合致する。

経営理念

ふるさとの発展に役立つ銀行

ふるさと銀行として、地域とのつながりを大切にし、お客様のニーズに適応したきめ細やかな総合金融サービスを提供することによって、ふるさとへの創造的貢献と発展のために役立ち、親しまれ、信頼される銀行となります。

たくましく発展する銀行

ふるさとしっかりと根を下ろしつつ、一段と高度化・多様化するお客様のニーズに適確にお応えするために、業務を積極的に展開し、一層の経営効率化と健全経営を推進して、変化に強い強靱な体質をつくりあげます。

働きがいのある銀行

行員一人ひとりが自己研鑽を行い、革新的で創造性のある能力の向上を図り、それが反映できる職場環境をつくり、人材育成と組織強化をもって、地域になくてはならない銀行となります。

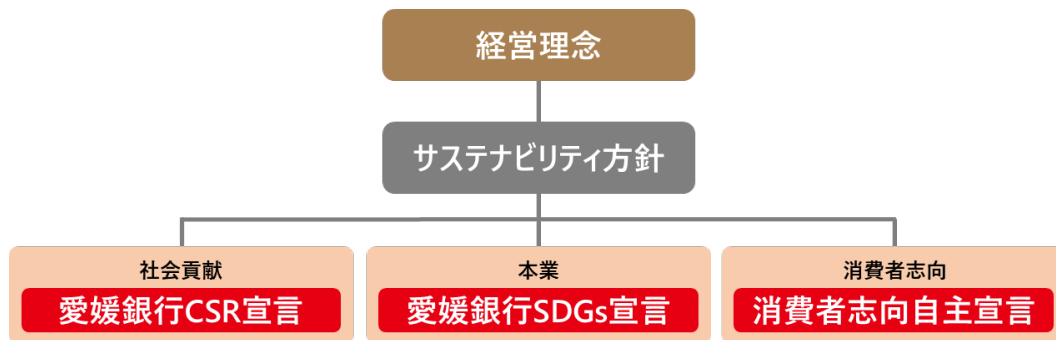
[出所: 愛媛銀行 ホームページ]

2. 「ひめぎんサステナブルローンフレームワーク」推進に係る愛媛銀行のサステナビリティ方針

愛媛銀行は経営理念の下、2021 年に「サステナビリティ方針」を掲げ、金融サービス業の本業においては「愛媛銀行 SDGs 宣言」を、社会貢献活動として「愛媛銀行 CSR 宣言」を、消費者志向経営の高度化に向けて「消費者志向自主宣言」をそれぞれ行っている。「愛媛銀行 SDGs 宣言」では「金融サービスやすべてのステークホルダーとの対話・連携を通じて、地域の共通価値創造、社会的課題の解決を目指す」とし、地方創生活動の方針として位置付けている。愛媛銀行では地域社会の持続的発展への貢献に加え、ふるさとの豊かな美しい自然を次世代へ引き継ぐことも大切な役割の一つと認識しており、金融サービスを通じた環境保全への取り組みも積極的に展開するとしている。

「ひめぎんサステナブルローンフレームワーク」は愛媛銀行の「SDGs 宣言」や「環境方針」の考え方を金融サービスとして具現化することを目的に策定され、2023 年から取り扱いを始めたポジティブインパクトファイナンスとともに、サステナビリティ関連の金融サービスをさらに推進し、地域の環境及び社会の課題の解消に貢献していく

商品として位置付けられている。



サステナビリティ方針

SDGsやパリ協定、TCFDが示すように、様々な課題がある中、地域社会や企業が持続的に成長していくには、持続可能な環境・社会・経済の統合的向上を図る取組みが不可欠であり、持続可能性の向上を図る経営（サステナビリティ経営）を通じて、組織として継続して取り組んでまいります。

愛媛銀行SDGs宣言

国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」に基づき、金融サービスやすべてのステークホルダーとの対話・連携を通じて、地域の共通価値創造、社会的課題の解決を目指します。「ふるさと」とともに持続可能な社会の実現に努めてまいります。

- ・ 社会的インパクト創出を意識した融資
- ・ ESG要素を考慮した事業性融資
- ・ 地域特性に応じた適切な知見の提供、必要な支援

[出所: 愛媛銀行 ホームページ]

3. グリーンローン原則、グリーンローンガイドラインに対する適合性について

本フレームワークは、グリーンローンを構成する 4 つの要素(調達資金の使途、評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートニング)について、対応するグリーンローン原則(以下、GLP)、グリーンローンガイドライン(以下、GL ガイドライン)が求める事項を満たす内容で設計されている。

(1) 調達資金の使途

- ① グリーンローンは、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるか。

愛媛銀行は、本フレームワークで対象とする融資の資金使途について、グリーンローンは環境改善効果のあるグリーンプロジェクトへの設備投資等資金と定義している。リファイナンス案件も継続的に環境改善効果が見込めるプロジェクトを検討対象としている。

資金使途は愛媛銀行 SDGs 宣言等の内容を踏まえ、GLP 及び GL・SLL ガイドラインに示されるカテゴリの中から以下のグリーンプロジェクトを対象としている。

- A) 再生可能エネルギーに関する事業
- B) 省エネルギーに関する事業
- C) 汚染の防止と管理に関する事業
- D) 自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業
- E) 生物多様性保全に関する事業
- F) クリーンな運輸に関する事業
- G) 持続可能な水資源管理に関する事業
- H) 気候変動に対する適応に関する事業
- I) 循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業
- J) グリーンビルディングに関する事業

借入人には資金を充当するプロジェクトがもたらす環境改善効果について、自ら定量的に計測可能な指標の設定及び計測を求める。プロジェクト実施に伴い想定される環境面・社会面のネガティブインパクトについても対応方針等を愛媛銀行が確認する。

営業店および本部営業推進担当部署のソリューション営業部は借入人との対話を通じてサステナビリティに関する方針・戦略、プロジェクトの概要、資金使途、プロジェクトに充当する融資金額、プロジェクト実施による環境改善効果、プロジェクト実施によるネガティブな影響とその対応策等を確認する。

確認した内容は、一次評価を行う本部組織のひめぎん情報センター、最終評価を行う経営管理部サステナビリティ経営推進グループに共有され営業推進とは指揮系統が異なる部署で借入人とは直接接しない両者が、資金使途の妥当性等、グリーンローンとして取り組むことに問題がないか総合的な判断を行う。クレジット評価を行う審査担当部は関与しない。資金使途の妥当性についてなど、適宜 R&I に個別の確認を依頼する。

- ② 調達資金の使途に関する貸し手への事前説明がなされるか

愛媛銀行はプロジェクトによる環境改善効果、及び想定されるネガティブインパクトに関して借入人から事前説明を受ける。

- ③ 調達資金の使途がリファイナンスである場合及び複数トランシェの一部がグリーンローンである場合

本フレームワークに基づく融資案件において、複数トランシェは設定されない。資金使途をリファイナンスとする場合のルックバック期間は 3 年以内を目安とし、対象資産の残存耐用年数などを参考にして、リファイナンス後の環境改善効果の持続性を確認する。リファイナンス時点以降の環境改善についての確認は、新規プロジェクト同様になされる。

(2) 評価と選定のプロセス

- ① 環境面・社会面での目標や選定の基準を含む評価と選定のプロセスの事前説明がなされるか

愛媛銀行は、借入人との対話を通じてグリーンローンを通じて実現しようとする環境面での目標、調達資金の充当対象となるプロジェクトが目標に合致すると判断したプロセスを確認する。また愛媛銀行は、プロジェクトが付随的にもたらすおそれがあると認められる環境・社会面のリスクを特定・管理・緩和するためのプロセスを借入人に確認する。

(3) 調達資金の管理

① 調達された資金が確実にプロジェクトに充当されるか

資金管理は通常の設備資金の融資と同様のプロセスで実施する。資金の支払いは、借入人からの要請を受け、請求書等のエビデンスや支払先情報を全て確認し振り込みで対応する。資金の充当状況は支払い行為を通じて愛媛銀行が管理する。未充当資金が一時的に生じる場合には、現預金により運用される。

(4) レポーティング

① 調達資金の使用方法等に関する報告及び一般的開示がなされるか

資金の充当完了まで、営業店経由で借入人から年1回の頻度でプロジェクトの進捗状況、充当した資金の金額及び未充当金額、プロジェクトによる環境改善効果に関する報告を受ける。レポーティング内容はソリューション営業部、ひめぎん情報センターに共有される。当初の想定と異なる大きな状況の変化があった場合はフローに関連するすべての部署と情報共有し、影響および対応方針等を協議する。借入人は資金充当が完了するまでレポーティングを公表することとしており、透明性が確保されている。

② 環境改善効果に係る指標、算定方法等は適切か

ひめぎん情報センターが環境改善の効果に係る指標及び算定方法を確認する。案件採り上げにあたっては同センターで指標、算定方法の確認が可能かという点も考慮する。

4. サステナビリティ・リンク・ローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに対する適合性について

本フレームワークは、サステナビリティ・リンク・ローン（以下、SLL）を構成する 5 つの要素（KPI の選定、SPTs の設定、ローンの特性、レポーティング、検証）について、「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2023」（以下、SLL 原則）、「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版」（以下、SLL ガイドライン）が求める事項を満たし、SLL を通じて借入人のサステナビリティ向上を促すよう設計されている。

（1）KPI の選定

① 選定される KPI

KPI は、“The Illustrative KPIs Registry”（以下「レジストリ」）¹において Core KPI に位置付けられる指標から借入人がマテリアルなものを選定する。

（例 i ）温室効果ガス排出量（全業種）

（例 ii ）販売住戸に占める ZEH 基準の水準の省エネルギー性能を持つ住戸（売上または件数）の比率（住宅販売専業）

温室効果ガス排出量を KPI とする際、レジストリで「温室効果ガスの排出量（Scope1、2）」が Core KPI になり得ると示されている業種（航空会社、建設資材・セメント、海運、公共交通、鉄道輸送等）の借入人は、Scope1+2 の排出量を KPI とすることを検討する。その他の業種の借入人は Scope3 の排出量も別途 KPI とすることを検討する。検討に際して、愛媛銀行は借入人の業種や規模を確認し、中小企業版 SBT の対象基準を参考として、Scope1+2 のみを KPI とすることを認める場合がある。その場合は、Scope3 の算定・削減の意思を借入人に対して確認する。

② KPI の重要性

レジストリを参照し、業種ごとに ICMA が推奨する指標を用いることで KPI の重要性が担保される。

（例 i ）レジストリにおいて「温室効果ガスの排出量」は全てのセクターの企業で KPI になり得るとされている。脱炭素化は全ての企業が取り組むべきものであり、業種を問わず企業、社会のサステナビリティに関係する。

（例 ii ）レジストリにおいて「EU タクソミー²に適合した収益の割合（％）」は全てのセクターの企業で KPI になり得るとされている。日本の第 6 次エネルギー基本計画において「2030 年度以降新築される住宅について、ZEH 基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」との目標が示されている。日本の住宅販売を専業とする企業において、政府が求める高い省エネ性能を満たす住宅を供給する割合を高めることは重要性が高い。

③ KPI の重要性を判断する社内プロセス

営業店が借入人との対話を通じて、KPI が借入人のビジネス全体と関連性があり、中核的かつ融資先の現在及び将来的なビジネスにおいて戦略的に非常に重要であることを確認したうえで、「案件相談シート」に情報を整理する。本部のソリューション営業部は必要に応じて営業店をサポートするとともに、ひめぎん情報センターとも情報共有し KPI の適切性に問題がないか確認する。KPI の重要性等の判断はひめぎん情報センター及び経営管理部サステナビリティ経営推進グループが行う。クレジット評価を行う審査担当部は KPI の選定に関与しない。レジストリに挙げられている指標以外の指標を検討する場合などは、適宜 R&I に個別の確認を依頼する。

以上より、SLL 原則や SLL ガイドラインに求められる、借り手のビジネス全体に関連性があり、中核的でマテ

¹ ICMA（国際資本市場協会）が作成。セクターごとやテーマごとに、ICMA のサステナビリティ・リンク・ボンド・ワーキンググループが推奨する KPI の具体例やベンチマークを示したリスト。

² EU 域内において「環境に配慮した持続可能な経済活動」を定義した分類

リアルであり、借り手の現在、将来の事業において戦略的に大きな意義がある KPI を借入人が選定する体制が整っている。

(2) SPTs の設定

① SPTs の概要

SPTs(Sustainability Performance Targets)は、選定した KPI に対応して、借入人の全体的なサステナビリティ戦略と整合し、融資期間にわたり数値化された年次目標を借入人が設定する。

② SPTs の野心性

SPTs の野心性は以下の 3 つの観点の組み合わせによって判断される。

A) 借り手自身の最低でも過去 3 年分のパフォーマンス。実現可能な場合には、選択した KPI(s)に関する測定実績

過去のパフォーマンスから、SPTs が Business as Usual(成り行きの場合)シナリオを超える目標設定といえるか確認する。

B) 同業他社と比較した場合における SPTs の相対的位置付け、若しくは現在の業界やセクターの基準と比較した相対的位置付け

借入人が属する業種において、入手可能かつ比較可能な場合は、同業他社における SPTs の相対的位置づけ、もしくは現在の業界やセクターの基準と比較した相対的位置づけを確認する。

C) 科学的根拠に基づくシナリオ若しくは絶対値の体系的な参照、若しくは国・地域・国際的な公式目標の体系的な参照、若しくは広く認知された利用可能な最良の技術や ESG テーマ全体に関連性のあるターゲットを決定するためのその他の指標の体系的な参照

(例 i) 温室効果ガス排出量を KPI とする際、Scope1+2 については、借入人の温室効果ガス排出量の過半が日本国内である場合は、日本の地球温暖化対策計画と比較する。借入人の温室効果ガス排出量の過半が日本国外である場合は、SBT(Science Based Targets)の 1.5 度目標と比較する。Scope3 については、SBT(Science Based Targets)の 1.5 度目標と比較する。

(例 ii) ZEH 比率を KPI とする際、第 6 次エネルギー基本計画において示された「2030 年度以降新築される住宅について、ZEH 基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」に沿い、2030 年以降に 100%という目標と比較する。

③ SPTs の妥当性を判断する社内プロセス

SPTs は、借入人、営業店がディスカッションし、借入人の事業内容等を考慮しながら検討する。妥当性はひめぎん情報センターと経営管理部サステナビリティ経営推進グループが判断する。クレジット評価を行う審査担当部は SPTs の設定に関与しない。KPI に関する国・地域・国際的な公式目標がない場合、同業他社比較が難しい場合などは、適宜 R&I に個別の確認を依頼する。

以上より、SLL 原則や SLL ガイドラインに求められる、ローンの期間中を通じて関連性があり、野心的な SPTs を借入人が設定する体制が整っている。

(3) ローンの特性

借入人の SPTs 達成への動機付けとして、達成時には契約内容に基づき金利を引き下げるインセンティブ設計となっている。達成時に引き下げた金利は累積せず、SPTs に達しなかった場合は元の金利に戻る。インセンティブに関する内容(SPTs 達成の判定時期、達成時の金利引き下げ幅及び金利適用時期等)は借入人と締結する金銭消費貸借契約書に付属する特約書に明記される。

SPTs 達成時のインセンティブが借り手のサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促すことを考慮し設定され、SLL 原則や SLL ガイドラインが求める要件を満たしている。

(4) レポーティング

借入人は融資期間にわたって、年1回、融資実行時に締結した契約内容に基づき、SPTs の達成状況等を愛媛銀行の営業店に報告する。報告にあたっては、SPTs の達成状況について確認可能なエビデンス資料を提出する。レポーティング内容はソリューション営業部とひめぎん情報センターにも共有される。レポーティング内容は借入人のウェブサイト等で公表することで、透明性を確保する。

(5) 検証

借入人からのレポーティング報告時に SPTs の達成状況について確認するために必要なエビデンスやデータ等疎明資料を入手し、必要に応じて外部検証機関が検証したうえで、ひめぎん情報センターが確認する。経営管理部サステナビリティ経営推進グループは検証結果、エビデンスやデータ等疎明資料を確認し、金利変更の有無を判断する。検証結果に基づき金利優遇がある場合、営業店を通じて借入人に通知する。

以 上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、また、セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、また、R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。